

6長行（情審）第15号

令和6年4月24日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市情報公開審査会



公文書一部公開決定についての審査請求について（答申）

令和5年12月21日（5長行第340号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 5長行（情審）第12号



諮問番号：5長行（情審）第12号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開した決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」記載の各情報（以下「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当ではないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年10月10日、情報公開請求者（以下「請求者」という。）は、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号。以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し、①令和5年度に実施した「リモテラス公益施設及び長久手中央2号公園」の指定管理者募集に関して、XXXXXXXXXX株式会社以外の3社が提出した提案書の全て（以下、これらのうち株式会社XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXが提出した提案書を「本件公文書」という。）及び②開催された選定委員会の議事録の全ての公開請求を行った。  
もともと、上記②開催された選定委員会の議事録の全ては長久手市（以下「市」という。）のホームページで公開していることから条例第2条第2号に定める「公文書」には該当せず、文書不存在である旨を説明している。
- 2 令和5年10月24日、株式会社XXXXXXXXXX（以下「審査請求人」という。）は実施機関に対して本件公文書について、一部の公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 3 令和5年11月9日、実施機関は、条例第6条第2号に定める個人に関する情報及び条例第6条第3号アに定める法人等事業活動情報であるとして、本件公文書のうち同日付け公文書一部公開決定通知書（5長行第268号）記載の「公開しないこととした部分」を非公開とし、その他の情報を公開す

る旨の公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）をし、同日付けで条例第14条第3項に基づき審査請求人に本件決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日（令和5年11月23日）を通知した。

- 4 令和5年11月15日、審査請求人は、審査機関である長久手市長（以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく不服審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。令和5年11月15日に審査庁は、本件決定に係る本件公文書のうち実施機関が公開すべきとした部分（以下「本件情報」という。）の公開の実施について、市長が最終的な判断を決定するまでの間、執行停止の決定をし、その旨を通知した。

なお、審査請求人は、令和5年12月5日付け補正書により本件公文書の公開の実施の執行停止を申し立てている（同法第25条第2項）。

- 5 審査庁は、令和5年12月21日に条例第18条に基づき本件審査請求について当審査会に諮問をした。
- 6 令和6年1月11日、審査庁は、審査請求人に対して、条例第14条第1項に基づき、本件公文書の公開に関する意見照会書及び口頭意見陳述申立ての照会をした。
- 7 その後、審査請求人は令和6年1月31日、審査庁に対して資料を提出し、同資料において非公開を求める部分を改めて明示した。

上記資料において非公開を求める部分と、前記2の意見書において非公開を求める部分には若干の相違が認められるが、本件審査請求において審査請求人が主張する不服の対象たる情報は、上記資料における「リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園の運営管理に係る事業計画書」の黒塗り部分とされた。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定のうち本件公文書の黒塗り箇所を公開しないとの裁決を求める。

また、本件公文書が一部公開されると、原状回復が困難となるため、重大な損害を避けるため緊急の必要があることから、提出済みの本件公文書に

ついでの本件決定の執行停止の裁決を求める（令和5年12月5日付け補正書により追記）。

## 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求書別紙では、非公開とすべき理由は「個人情報」、「企業ノウハウ等」、「一般公開不可」とされるのみで、その具体的理由については何ら言及されていなかった。
- (2) その後、令和6年1月31日に提出された資料において、非公開とすることを請求する部分ごとに以下の①から④までの番号が付記され、非公開とすべき理由が追記された。同資料によれば、非公開とすべき理由は、以下のとおりであった。
  - ① 本事業計画書は、弊社のこれまでの指定管理案件への提案・結果・実施の施設運営等を踏まえて、有益と考える取組み等のみを選別して、構成・内容等に反映したものです。また、他の自治体における情報公開請求に対しても同等の開示範囲としています（原文ママ）。内容・構成には、他案件へ流用可能な内容を多く含んでおり、第三者（競合他社等）が本件のみならず他の指定管理案件の提案等に利用されることで、当社競争力が相対的に低下する恐れがあると考えます。加えて、当社はホームページや会社経歴書等においても費用内訳や利益等は非公開とする親会社 XXXXXXXXXX の方針等に則り、本施設における収入・支出およびこれらを推定できる情報は非開示とさせていただきます。
  - ② 本書に記載の様々な「手法」「考え方」は一般的であっても、それどのような表現・文量・レイアウト（見せ方）で記載するとより訴求できるかという部分は企業ノウハウにあたると考えています。
  - ③ 本書は弊社内においても、指定管理案件の提案担当者および運営開始準備の担当者等、ごく限られた社員にのみアクセス権限を付与し厳重な管理対象となっています。
  - ④ 画像や図表については、当社従業員等が撮影・製作等した著作物です。公開により第三者による流用・加工等の恐れがあることから一律非公開とさせていただいております。
- (3) 上記(2)における④の理由について、当審査会が、条例第21条第4項に

基づき、審査請求人に対し、著作権法上の権利侵害を主張する趣旨か意見を求めたところ（令和6年2月7日付け6長行（情審）第5号）、審査請求人は、「いいえ」と回答した上で、「画像や図表については、当社が培ってきたノウハウが加味されたものであることを踏まえて一律非公開としているため、公開により弊社の競争力低下につながる恐れがあると考えます。具体的には、前提①及び②のとおり、他案件への流用可能な画像・図表が多く、そのレイアウト（見せ方）を含めて弊社のこれまでの提案・事業運営等から抽出した弊社ノウハウにあたることを考えるため、公開されることにより第三者（競合他社等）が本件や他の営業・事業活動等に利用されるなどして弊社の競争力が相対的に低下する恐れがあると考えます。また、画像に写っている人物には社外者もおり、外部（長久手市様）への公開許可を得ていないため、弊社に対する信用や後々のトラブル等を避ける目的からも非公開としたい」として、非公開を求める理由を変遷させた。

#### 第4 実施機関の弁明

1 実施機関は、リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園（以下「指定管理施設」という。）の募集に際し、リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園指定管理者募集要項において、申請書類等は情報公開の対象となり、情報公開の規定に基づき開示する場合があると記載している。

また、審査請求人は、指定管理施設の申請書類において、行政文書の公開に対する権利を尊重し、行政機関の代行者としての自覚を常に持ち長久手市情報公開条例を遵守する旨を記載している。

審査請求人は、申請書類が情報公開の対象となることを理解して申請したので、公文書公開の原則（条例第1条・条例第6条柱書）から、非公開事由（条例第6条第2号・同第3号ア）に該当する情報を除き公開する本件決定をした。

#### 2 個人情報該当性（条例第6条第2号）

(1) 「個人に関する情報」を非公開とする趣旨は、基本的人権を尊重する立場から、個人の情報を保護することにある。

(2) 本件公文書のうち、審査請求人の社員名、連絡先、生年月日等は、個人

を特定する情報であるから非公開とした。

### 3 法人等事業活動情報（条例第6条第3号ア）

(1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とは、単に通常他人に知られたくない情報というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である。

(2)ア 本件公文書のうち、施設運営の考え方、運営計画（人員配置、資金計画等）、他施設の管理業務で培ったノウハウ、独自性が発揮される自主事業提案等の情報のうち一部については、市が公表している事業コンセプト等を勘案し、具体的な運営手法の提案及び経理関係情報等が記載されているので、法人のノウハウにあたるような特別な工夫が施されていると認められ、法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるので、法人情報等に該当するとして非公開とした。

イ その他の情報は、ホームページ等で公開されている一般的な事項が記載されるに留まっており、その表現に法人のノウハウにあたるような特別な工夫がなく、法人情報等に該当しない。

また、これらの情報が一部公開されることにより審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれることに関して、審査請求人からの客観的かつ具体的な主張もない。

よって、その他の情報は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第6条第3号ア）とはいえないとして、公開することが妥当と判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点について

審査請求人の主張する非公開とすべき理由（前記第3 2(2)及び(3))には、  
[REDACTED] ごく限られた社員のみアクセス権限を

付与し厳重な管理対象となっている、審査請求人に対する信用や後々のトラブル等を避ける目的など、条例第6条各号に定める非公開事由とは異なるものが含まれるが、そのような理由で公開の是非が判断されることはないため、本件の争点としては取り上げないこととした。

そうすると、本件の争点は、本件情報が、条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報又は条例第6条第2号の非公開事由である個人情報に該当するか否かとなる。

当審査会においては、本件情報が条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報に該当するかを検討し、その後に本件情報が条例第6条第2号の非公開事由である個人情報に該当するかについて検討することとする。

## 2 指定管理者に選定された事業者の情報公開について

### (1) 指定管理者の情報公開について

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）の選定に係る情報は、公の施設の管理を行うことの公共性から、その選定の過程及び選定理由につき市が市民に説明責任を負うことから、公開の要請が強い。

### (2) 指定の申請をした審査請求人らの情報公開に対する認識について

指定の申請をした事業者の情報公開については、リモテラス公益施設及び長久手中央2号公園指定管理者募集要項12頁「3 申請書類の取扱い」において、（5）公表「申請書類は、公文書公開の対象となるため、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定に基づき公開する場合があります。」と記載して申請時に事業者に周知している。

このように、指定管理者の公募に応じて提出した申請者の申請書類についても公表することが予定されている。

また、審査請求人は、本件公文書様式3-13「2 情報公開に対する考え方」において行政文書の公開に対する権利を十分に尊重するとして、「速やかな情報公開」として、「開示請求の際には、貴市と協議のうえ速やかに情報を公開できる姿となり、市民・地域社会への説明責任を果たします。」と記載している。

具体的には、「個人情報に関するものや、公開することで法人や個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報に関しては非公開とし、また法令・条例により不開示となるような開示請求へは、貴市及び「長久手市情報公開審査会」と十分な審議を図り、誠意ある対応を行います。」としている。

とすると、審査請求人は、提出した申請書類が公文書として原則公開されることを前提に、指定管理施設の指定管理者になるために申請書類を提出したものと見える。すなわち、審査請求人は、指定管理施設の指定管理者として情報公開に応じる必要があることを認識するとともに、適切にこれに応じることを自ら表明している。

### 3 条例第6条第3号ア該当性について

#### (1) 条例第6条第3号アの要件

ア 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）は非公開とされている。

その趣旨は、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があるところから、公にすることにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開としたことにある。具体的には、法人等の生産・技術販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で公にすることにより法人等の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ もっとも、条例第6条では、市が行う事業等の活動を説明する責務を全うし、市民参加による公正で開かれた市政を推進することの公益性に鑑み、公文書の公開を原則として義務付けている。

とすると、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される（最判平成23年10月14日

集民238号57頁)。

(2) 本件公文書について検討

ア 本件公文書は、審査請求人がれた書類であり、審査請求人における指定管理施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であって、本件公文書が法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件公文書を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについての基準について検討する。

条例第32条第2項において準用する同条第1項が、実施機関は指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開を推進するための措置を講じなければならないと規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理について説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

したがって、公の施設の管理に関する情報について、これを公にすることによる法人等の正当な利益を害するおそれの有無を判断するに当たっては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と、公開することによる公益との比較衡量が求められる。

ウ 上記2(1)で述べたとおり、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有することや、それに伴い、市が指定管理者の施設の管理についても市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

エ 公開すべき情報に関する検討

指定管理施設の指定管理者は民間企業であるため、本件公文書に記載された情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性はある。

しかしながら、審査請求人からは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されていない。審査請求人の主張は、審査請求人に生じる不利益については、これまでの指定管理案件への提

案・結果・実際の施設運営等を踏まえて、有益と考える取組等を選別したもので、構成・内容等には、他案件に流用可能な内容を多く含んでおり、他の指定管理案件の提案等に利用されることで、当社競争力が相対的に低下するおそれがあること、手法・考え方は一般的であっても、それをどのような表現・分量・レイアウトで記載するとより訴求できるかという部分は企業ノウハウであること、といった抽象的な主張に留まっている。

また、当審査会においても、審査請求人が非公開とすべきとする部分について個別に調査を行ったが、後述する非公開とすべき情報を除き、他案件に流用されることにより、他社に他の指定管理案件の提案等に利用され、審査請求人の競争力が相対的に低下し損害が発生するとは認められなかった。

以上のとおり、本件情報から後述する非公開とすべき各情報を除く部分については、審査請求人から、同情報が公開されることによって、審査請求人に対して如何なる不利益が生じるか明らかにされておらず、当審査会の調査によっても、同情報を公開することによる公益より、公開することによって生じる事業活動上の不利益が優越すると判断すべき事情は認められない。これらの事情を総合的に判断すると、同情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる場合であるとは認められず、同情報を公開すべきとした実施機関の決定は妥当である。

#### オ 非公開とすべき情報に関する検討

以下の情報については、条例第6条第3号アに該当するものであり、非公開とすべきであると判断した。

(7) 別表非公開とすべき情報（以下「非公開情報」という。）⑤は、指定管理施設の維持管理の職員配置に関する情報であり、職員の選任、役割分担等に関する具体的な記載であり、企業の経営ノウハウを活かした人事管理及び経営管理上の情報である。

非公開情報⑤は、法人の人事管理及び経営戦略の内部管理に関する情報であって、公開することにより、審査請求人の競争上の地位に

ある者に審査請求人の管理する指定管理施設における管理運営上にあたっての人員配置体制等に関する情報の収集を容易にさせることになる。

このことから、競合する第三者に審査請求人の指定管理施設における人員配置計画が模倣されるおそれがあり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、非公開情報⑤を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

- (イ) 非公開情報⑥は、T o D oリスト、清掃業務日誌を抜粋を縮小した記載である。

非公開情報⑥は、法人の業務管理に関する情報であって、日々の業務管理をどのように行うかのマニュアルに該当するものであるところ公開することにより、審査請求人の競争上の地位にある者に審査請求人の管理する各施設における管理運営上の手法に関する情報の収集を容易にさせることが考えられる。

このことから、競合する第三者が模倣するおそれがあり審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる

- (ウ) 非公開情報⑨は、市民・活動団体からのヒアリング対象を特定する情報であり、指定管理施設の管理運営にあたり利用が想定される団体や協力が想定される団体等の選定は、企業の事業活動上の情報である。

非公開情報⑨を公開することにより、審査請求人の競争上の地位にある者に指定管理施設における管理運営上の協力団体等に関する情報の収集を容易にさせることが考えられる。このことから、競合する第三者が同様の施設を運営するにあたりヒアリング対象を模倣するおそれがあり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(エ) 非公開情報⑩から非公開情報⑫までは、活動団体へのヒアリング結果による生の声の記載であり、審査請求人が選んだヒアリング対象からヒアリングした指定管理施設の運営に関するヒアリング結果そのものが記載されている。

非公開情報⑩から非公開情報⑫までを公開することにより、審査請求人の競争上の地位にある者が指定管理施設の運営に係るヒアリング結果をヒアリングをせず容易に入手できるようになるものと考えられる。

このことから、競合する第三者がヒアリング結果を指定管理施設の運営に活用するおそれがあり審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にすることで生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(オ) 非公開情報⑬は、収入及び支出の具体的な記載であって、どのような収入を見込み、支出を予定しているか、収支均衡をどのように事業計画の段階でどのように考えるかは、企業の内部管理に属する事項であり、ノウハウである。

非公開情報⑬を公開することにより、審査請求人の競争上の地位にある者に指定管理施設の運営における収支の予定やバランスが明らかになる。

このことから競合する第三者が審査請求人の指定管理施設の運営についての戦略を知り活用することが可能となり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にすることで生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(カ) 非公開情報⑭は、収入科目である利用料金収入、指定管理料収入、自主事業収入について、どのような手法で収入を確保するかの戦略等についての記載であり、想定している自主事業も推知できる記載もある。また、非公開情報⑮は、支出項目ごとに、どのような支出が想定されているか、どのように支出を計上していくかについ

での具体的な記載である。

非公開情報⑱及び非公開情報⑲を公開することで、法人としての施設運営の経営戦略が明らかになる。

これを公開することにより、審査請求人の指定管理施設における収入・支出の戦略を模倣する等のおそれが生じ審査請求人の競争上の地位にある者に審査請求人の収入、支出における戦略が明らかになり模倣されるおそれがあり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

- (キ) 非公開情報⑳は、指定管理施設の管理運営に係る収支計画の収支差及び積算内訳の収支差の具体的な数値の記載である。

非公開情報㉑を公開することにより、指定管理施設の利用料等の収入と管理運営費の支出の収支差をいくりに設定しているか審査請求人の分析・予測に基づく具体的な数値が明らかになる。

これを公開することにより、審査請求人の競争上の地位にある者に指定管理施設の運営にあたり収支予算計画について収支差をいくりに設定するかの具体的な数値が明らかになるものといえ、指定管理施設を運営するにあたっての経営上の戦略が漏れ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

- (ク) 非公開情報㉒及び非公開情報㉓は、審査請求人の愛知県下における拠点数の数値についての具体的な記載である。

非公開情報㉒及び非公開情報㉓を公開することにより、審査請求人の愛知県下における主要拠点数が明らかになり、審査請求人のバックアップ可能な拠点数を公開することになる。

審査請求人の愛知県下の拠点数が審査請求人の競争上の地位にある者に明らかになることで、競合する第三者に審査請求人の強みや弱点が明らかになるといえ、審査請求人の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

- (ケ) 非公開情報⑳は、指定管理施設の管理運営にあたっての人員配置体制において、役職と適切な人材の特性に応じた配置についての具体的な記載である。非公開情報㉑は、審査請求人の近隣拠点・類似拠点による支援体制につき、他の施設において従業員が配置されており、他の指定管理施設等からの従業員の支援体制についての記載である。非公開情報㉒は、指定管理施設の運営における配置人員の資質と安定した人材の確保についての具体的な記載である。

非公開情報⑳から非公開情報㉒までを公開することにより、審査請求人が指定管理施設をどのような人員配置により運営していくかが明らかになる。また近隣拠点等からどのような支援体制により運営していくことを計画しているか、運営にあたり必要な人材の採用方針及び育成方針が明らかになる。

このような審査請求人の内部事項が明らかになると競合する第三者に審査請求人の弱点や強みが明らかになるものといえ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

- (コ) 非公開情報㉓は、人権を尊重した職場環境づくりのための社内の対応する体制づくりについての具体的な記載である。

非公開情報㉓を公開すると、審査請求人が、社内でどのような体制をとっているか等の法人の内部組織における内部管理の情報が明らかになる。

そうすると、審査請求人の職場環境づくりという内部事項が第三者に模倣されるおそれがあり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(㉞) 非公開情報⑳は、計画的な研修により指定管理施設の職員の育成のための資質向上を図る具体的な研修計画についての記載である。

非公開情報⑳を公開すると、指定管理施設の職員を育成するためにどのような研修を誰に対して、どの程度開催するかが明らかになる。

そうすると第三者が審査請求人の人材育成についての研修計画を模倣することが可能となり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(㉟) 非公開情報㉑は、コンプライアンスを業務の中で定着させる仕組みとして、審査請求人が主管部署相談窓口や公益通報者保護を踏まえた企業倫理ホットラインとして、設置している部署の名称についての社内の内部事項についての記載である。

非公開情報㉑を公開すると、審査請求人がコンプライアンス向上のためにどのような部署を設置しているが明らかになる。

そうすると、審査請求人の社内の設置部署が第三者に模倣される可能性もあり、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

(㊱) 非公開情報㉒は、審査請求人の社内での取組等が記載されている社外秘の社内報である。

非公開情報㉒を公開すると、審査請求人が社内においてどのような取組をどのような意識で行っているか、今後の目標等が明らかになる。

そうすると、第三者が社内報を作成する際に審査請求人の社内報に記載されている事項を模倣したり、審査請求人の取組事項を模倣する等、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

## カ 小括

以上のとおり、非公開情報⑤、非公開情報⑥、非公開情報⑨から非公開情報⑫まで、非公開情報⑰から非公開情報⑳まで、非公開情報㉑、非公開情報㉓及び非公開情報㉔は、指定管理者に選定されるために法人の内部情報を駆使したノウハウが含まれており、当該情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるといえ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）に該当するため、これらを公開すべきとした実施機関の決定は妥当でない。

### 4 条例第6条第2号該当性について

- (1) 「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるもの。」(条例第6条第2号)は、非公開とされている。

条例第6条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するために定めた規定である。個人のプライバシーについては、その内容及び範囲が必ずしも明確ではないが、社会通念上、一般人が「他人に知られたくない」と思われる情報はもとより、個人に関する情報については、原則として非公開とするものである。

- (2) 当審査会が調査したところ、本件公文書の中に人物の顔を含む容貌や肖像が写り込む写真があることが判明した。具体的には、別表「非公開とすべき情報」に掲げる非公開情報①から非公開情報④まで、非公開情報⑦、非公開情報⑧、非公開情報⑬から非公開情報⑯まで、非公開情報㉑、非公開情報㉒及び非公開情報㉓から非公開情報㉔まで(以下「個人に関する情

報」という。)に個人の容貌が写っている写真が認められた。

そして、個人の容貌が写っている写真は、個人に関する情報である。

- (3) よって、本件公文書において実施機関が公開した部分のうち、個人に関する情報は、条例第6条第2号に該当すると認められるので、これらを公開すべきとした実施機関の決定は妥当でない。

## 5 結論

よって、別表中の「非公開とすべき情報」に記載した各情報については、条例第6条第2号又は条例第6条第3号アに定める情報に該当するものであり、これらは非公開とすべきであって、これらの情報を公開すべきとした実施機関の決定は妥当でない。他方、本件公文書のうち、上記情報以外について一部公開とした実施機関の決定は妥当である。

## 第6 答申に関与した委員の氏名

安田昂央委員、戸田正彦委員、神下美輝子委員、菅沼綾子委員、吉田真砂委員

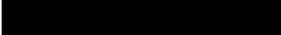
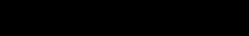
## 第7 調査審議の経過

- 1 令和5年12月21日 諮問
- 2 令和6年2月5日 口頭説明・審議
- 3 令和6年2月7日 審査会から審査請求人へ質問書を送付
- 4 令和6年2月16日 審査請求人から回答書の提出
- 5 令和6年3月4日 審議
- 6 令和6年4月24日 審議・答申

別表

公開すべきではない情報が記載された文書の名称		非公開とすべき情報	資料番号
様式名	項目名		
様式3-1 「平等な利用の確保に関する方針」	1 平等利用に関する取組 (1ページ)	図表3-1-2「巡回中の声かけ風景」の記載内容のうち、「声かけから、お客様案内」の上部の写真(見出しを除く)	非公開情報①
	2 平等確保への多角的な取組 (2ページ)	図表3-1-6「実施コンテンツ例(ポッチャ)」の写真(見出しを除く)	非公開情報②
様式3-2 「施設の基本的な管理運営方針」	1 目指す姿の実現に向けた4つの基本方針 (3ページ)	「方針① 活動の枠を超えた新たな出会いとつながりをデザインし、にぎわいを創出します」の記載内容のうち、〈具体的な方策〉の左側の写真	非公開情報③
		「方針② みんなの「やってみたい」をコーディネートし、チャレンジを後押しします」の記載内容のうち、〈具体的な方策〉の左側の写真	非公開情報④
様式3-3 「施設の維持管理についての考え方」	1 基本的な考え方及び重視するポイント (5ページ)	「本施設の実施体制」の記載内容の全て(見出しを除く)	非公開情報⑤
	2 具体的な方法・内容・頻度等 (6ページから7ページまで)	図表3-3-7「ToDoリスト、清掃業務日報」の図表(見出しを除く)	非公開情報⑥
		図表3-3-8「部門間連携の取組例」の写真(見出し及び説明文を除く)	非公開情報⑦
		図表3-3-12「ボランティア清掃の活動風景( )」の写真(見出しを除く)	非公開情報⑧
様式3-6 「地域や関係機	3 市民・活動団体からのヒ	《ヒアリングを実施した活動団体》の記載内容の全て(見出しを除く)	非公開情報⑨

関等との連携についての考え方	アリング (16ページ)	「市民・活動団体からの寄付備品のさらなる有効活用」の記載内容のうち、「活動団体へのヒアリングによる生の声」の記載内容の全て（見出しを除く）	非公開情報⑩
		「市民や団体の活動を体現し広げる場の提供」の記載内容のうち、「活動団体へのヒアリングによる生の声」の記載内容の全て（見出しを除く）	非公開情報⑪
		「マッチング・コーディネータ力の向上」の記載内容のうち、「活動団体へのヒアリングによる生の声」の記載内容の全て（見出しを除く）	非公開情報⑫
		「マッチング・コーディネータ力の向上」の記載内容のうち、「マッチングサービスのイメージ」写真（見出しを除く）	非公開情報⑬
様式3-7 「経費縮減への取組」	2 コスト削減の方策 (18ページから19ページまで)	図表3-7-2「インフォメーション・クリーンスタッフの活動風景」の記載内容のうち、「巡回清掃中」及び「お客様案内中」の上の写真（見出しを除く）	非公開情報⑭
		図表3-7-7「省エネ活動による表彰」の写真（見出しを除く）	非公開情報⑮
		図表3-7-11「現場の調査・ヒアリング風景」の写真（見出しを除く）	非公開情報⑯
様式3-8-1 「管理運営に係る収支計画の概要」	1 収支予算計画について (20ページ)	「収支項目について」の記載内容のうち、1行目及び2行目「指定管理料収入は、」 「で上限額の範囲内とします。」との記載を除く記載内容の全て（見出しを除く）	非公開情報⑰
		図表3-8-1-1「収入項目」のうち、コメント列の記載内容の全て	非公開情報⑱
		図表3-8-1-2「支出項目」のうち、コメント列の記載内容の全て	非公開情報⑲
様式3-8-2「収支計画書」 (21ページ)	別紙「精算内訳」 (22ページ)	収支差 (a)-(b)の行に記載されている令和6年度から令和10年度までの数値の全て	非公開情報⑳
様式3-8-2			

様式3-9 「施設管理に関する技術等」	2 安定した経営基盤（24ページ）	「人的基盤」の記載内容のうち、1行目の愛知県下の主要拠点数	非公開情報⑳
様式3-10-1 「施設管理の実施体制の概要」	1 運営実施体制（27ページ）	「県下に本社・多数の拠点を有する企業ゆえの本部支援・バックアップ体制」の記載内容のうち、1行目の拠点数	非公開情報㉑
	2 配置人員の資質と安定した人材の確保（27ページ）	「適切な人材配置」の記載内容の全て（見出しは除く）	非公開情報㉒
		「近隣拠点・類似拠点による支援体制」の記載内容の全て（見出しは除く）	非公開情報㉓
		「地域人材の雇用と育成」と「会議ミーティングの活用とコミュニケーション面談」の間の記載内容の全て	非公開情報㉔
3 労働法の遵守と雇用・労働条件への配慮（28ページ）	「すべての人権を尊重した職場環境づくり」の記載内容のうち、8行目以下の記載内容の全て及び図表3-10-1-4の図表	非公開情報㉕	
様式3-11 「人材育成の方針」	1 職員に必要な資質の明確化と体系的な研修（32ページ）	図表3-11-3「  の総合受付」の写真（見出しを除く）	非公開情報㉖
		図表3-11-4「他施設での研修実施風景」の写真（見出しを除く）	非公開情報㉗
	2 具体的な研修計画と制度について（33ページ）	図表3-11-5 職員研修計画のうち、対象列、内容列及び実施回数列の記載内容の全て（表頭の記載は除く）	非公開情報㉘
様式3-12 「緊急時の体制の概要」	3 訓練の実施と当社の取組（36ページ）	図表3-12-8「避難訓練の風景」の写真（見出しを除く）	非公開情報㉙
		図表3-12-9「本社で実施した「普通救命講習」の風景」の写真（見出しを除く）	非公開情報㉚
		図表3-12-10「  安全衛生協力会の活動風景」の記載内容のうち、「定例会（年3回、各地区で開催）」及び「幹事会による安全パトロール」の上の写真（見出しを除く）	非公開情報㉛

様式3-13 「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」	1 個人情報保護に対する考え方及び個人情報の取扱い (38ページ)	「コンプライアンスを業務の中で定着させる仕組(意識の向上)」の記載内容のうち、5行目「(社内窓口、社外窓口※法律事務所」と「)」の間の記載内容	非公開情報③
[Redacted]	特別号	「[Redacted] 特別号」・「会社ビジョン「[Redacted]」発表」及び【スローガン】「サービスの未来を創造し、人・企業・まちを幸せにする！」以外の記載内容の全て	非公開情報④

※表中のページ数は、「リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園の管理運営に係る事業計画書」中のページ数を指す。